

(目的)

第1条 この要綱は、廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和44年教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。)第3条第2項に規定する通学区域の弾力化制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(学校選択申請書の提出)

第2条 市内に居住する翌学年の初めから市立小学校及び中学校に就学を予定する者(以下「就学予定者」という。)の保護者は、就学予定者の居住地の属する通学区域の学校(以下「所属学校」という。)以外で入学を希望する学校を選択しようとするときは、廿日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に教育委員会が定める提出期間(以下「提出期間」という。)内、次条に定める選択可能校の中から、希望する学校を選択し、別に定める学校選択申請書を提出するものとする。

2 保護者は、提出期間内であれば提出した学校選択申請書を変更することができる。

3 学校選択申請書を提出した後に市内で転居し、又は市外へ転出した就学予定者に係る学校選択申請書は、提出がなかったものとする。この場合において、市内で転居した就学予定者の保護者は、提出期間内であれば学校選択申請書を改めて提出することができる。

4 就学予定者の保護者が提出期間内に提出した学校選択申請書により選択した学校を選択できる通学区域(通学区域規則第2条に定める通学区域をいう。以下同じ。)に転居した場合(当該選択した学校の指定通学区域(就学予定者の居住地の属する通学区域をいう。以下同じ。)から転居した場合を除く。)は、前項前段の規定は適用しない。ただし、同項後段及び第6条第1項の規定に基づき、就学予定者の保護者が、当該選択した学校と異なる学校を選択し、学校選択申請書を提出したときはこの限りでない。

(選択可能校)

第3条 小学校の選択可能校は、指定通学区域に隣接する通学区域の市立小学校を基本とし、別表に定めるとおりとする。

2 中学校の選択可能校は、市内全域の市立中学校(所属学校を除く。)とする。

(受入枠)

第4条 教育委員会は、各学校の受入枠について、各学校の施設状況等を勘案するとともに、各学校長と協議のうえ決定する。

2 教育委員会は、各学校の受入枠を決定した場合、市民に公表するものとする。

(学校の指定)

第5条 教育委員会は、提出期間内に提出があった学校選択申請書を基に就学すべき学校の指定を行う。

2 保護者が、所属学校以外の学校を選択したときは、当該学校が受入枠を超える場合を除き、当該学校を就学すべき学校として指定する。

3 受入枠を超えた学校については、次のとおり所属学校以外の学校を選択した者を対象に、抽選を行い、就学すべき学校の指定を行う。

(1) 双子等(同一学年の兄弟姉妹を含む。)が同一校の抽選の対象となる場合は、一組として抽選を行う。

(2) 当該学校の受入枠に達するまで、順位の上位の者から順に当選とする。

4 抽選により当選した者については、当該選択した学校を就学すべき学校として指定する。

5 抽選により当選しなかった者については、所属学校を就学すべき学校として指定する。

6 提出期間内に学校選択申請書の提出を行わなかった保護者に対しては、教育委員会は、その者の所属学校を就学すべき学校として指定する。

7 教育委員会は、第2項から第5項まで及び前項の規定により就学すべき学校として指定が行われた後に、就学予定者が市内で転居し又は市外へ転出したときは、当該学校の指定を撤回することができる。

(提出期間後に転入・転居した者の学校選択申請書の提出)

第6条 提出期間後に市内に転入し、又は市内で転居した就学予定者の保護者は、入学を希望する学校を選択しようとするときは、教育委員会に翌学年の前日までに、第3条に定める選択可能校の中から、希望する学校を選択し、学校選択申請書を提出するものとする。

2 保護者は、提出した学校選択申請書を変更することはできない。

3 学校選択申請書を提出した後に市内で転居し、又は市外へ転出した就学予定者に係る学校選択申請書は、提出がなかったものとする。この場合において、転居した就学予定者の保護者は、翌学年の前日までであれば学校選択申請書を提出することができる。

(提出期間後に転入・転居した者の学校の指定)

第7条 教育委員会は、翌学年の前日までに学校選択申請書の提出があった場合において、提出順により、保護者が受入枠に達していない学校を選択したときは当該学校を就学すべき学校として指定し、保護者が第5条第3項の抽選を実施した学校又は受入枠に達している学校を選択したときは所属学校を就学すべき学校として指定する。

- 2 翌学年の前日までに学校選択申請書の提出を行わなかった保護者に対しては、教育委員会は、所属学校を就学すべき学校として指定する。
- 3 教育委員会は、[第1項](#)及び[前項](#)の規定により就学すべき学校として指定が行われた後に、就学予定者が市内で転居し、又は市外へ転出したときは、当該学校の指定を撤回することができる。
(学校公開)

第8条 教育委員会は、保護者の学校選択に資するため、一定期間の学校公開を実施する。
(補則)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成19年度に限り、[第2条](#)の就学予定者に、翌学年の前日から引き続き就学しているものを含めるものとする。
ただし、複式学級についてはこの限りでない。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の廿日市市立小学校及び中学校の通学区域弾力化制度実施要綱第3条第1項の規定により廿日市市立津田小学校に入学し、現に在籍している児童の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

所属学校	選択可能校
廿日市小学校	平良小学校、佐方小学校、金剛寺小学校、吉和小学校、宮島小学校
平良小学校	廿日市小学校、原小学校、宮内小学校、佐方小学校、金剛寺小学校、宮園小学校、吉和小学校、宮島小学校
原小学校	平良小学校、吉和小学校、宮島小学校
宮内小学校	平良小学校、地御前小学校、阿品台東小学校、金剛寺小学校、宮園小学校、四季が丘小学校、友和小学校、吉和小学校、宮島小学校
地御前小学校	宮内小学校、阿品台東小学校、金剛寺小学校、吉和小学校、宮島小学校
佐方小学校	廿日市小学校、平良小学校、吉和小学校、宮島小学校
阿品台東小学校	宮内小学校、地御前小学校、阿品台西小学校、吉和小学校、宮島小学校
阿品台西小学校	阿品台東小学校、大野東小学校、吉和小学校、宮島小学校
金剛寺小学校	廿日市小学校、平良小学校、宮内小学校、地御前小学校、吉和小学校、宮島小学校
宮園小学校	平良小学校、宮内小学校、四季が丘小学校、吉和小学校、宮島小学校
四季が丘小学校	宮内小学校、宮園小学校、吉和小学校、宮島小学校
友和小学校	宮内小学校、吉和小学校、宮島小学校
津田小学校	友和小学校、吉和小学校、宮島小学校
吉和小学校	宮島小学校
大野東小学校	阿品台西小学校、吉和小学校、大野西小学校、宮島小学校
大野西小学校	吉和小学校、大野東小学校、宮島小学校
宮島小学校	吉和小学校、大野東小学校